



平成24年5月21日

各 位

会 社 名	株式会社パスコ
代表者名	代表取締役社長 杉本 陽一 (コード: 9232 東証第1部)
問合せ先	基幹業務部長 川久保 雄介 (TEL 03-5722-7600)
親 会 社	セコム株式会社(コード:9735)

第三者委員会による調査報告書(最終報告)の公表について

平成24年4月25日付「第三者委員会設置のお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成23年10月に当社が生産業務に用いるソフトウェア購入先の一つである外国法人に支払ったソフトウェア関連支出を資産計上したことに係る会計処理について不適切な会計処理が行われていた可能性が高いことが判明したため、専門的及び客観的な見地からの調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策の立案等を目的とした外部調査委員会(以下「第三者委員会」といいます)を設置して本件の調査を進めてまいりました。今般、第三者委員会より調査報告書(最終報告)(以下「最終報告書」といいます)を受領いたしましたので、別紙にてお知らせいたします。

当社及び当社グループは、第三者委員会からの最終報告書による再発防止策の提言を真摯に受け止め、二度とこのような事態を起こすことの無いよう、全役員及び全従業員が一丸となって再発防止策を実行していく所存であります。

株主および取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上

平成 24 年 5 月 21 日

株式会社パスコ 御中

調査報告書(最終報告)

株式会社パスコ 第三者委員会
委員長 弁護士 伊藤 鉄男
委員 弁護士 渋谷 卓司
委員 公認会計士 南方 美千雄

目 次

第 1	当委員会の概要	4
1	当委員会設置の経緯及び当委員会の目的	4
2	当委員会の構成	5
3	当委員会による調査方法及び調査内容	5
第 2	当委員会の調査により判明した事実	7
1	パスコの事業内容の概要及び関連するソフトウェア	7
2	本件会計処理に至る事実関係	7
第 3	本件会計処理について	12
1	本件会計処理の適否	12
2	監査法人による監査手続及びレビュー手続	14
3	同種事例(事象)の有無	16
第 4	原因分析	18
1	問題の顕在化を避け、職責に基づく客観的評価を欠いてしまうという姿勢	18
2	適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識ないしリスク管理意識の不足	19
3	経理部門役職員の会計に対する理解・姿勢の不十分性	19
4	支払及び会計処理における帳票準備・確認の不備	19
5	取締役会に対する説明不足	20
6	監査法人に対する報告・会計専門家への相談の不足	20
7	ソフトウェア管理体制の不備	21
第 5	再発防止策	22
1	公正さを追求する企業風土の更なる醸成	22
2	適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識の徹底	22
3	経理部門役職員における会計に対する理解・姿勢の強化	23
4	支払及び会計処理における帳票準備・確認体制の整備	23

5	取締役会に対する説明内容の充実	23
6	監査法人に対する報告・外部会計専門家への相談体制の整備	24
7	ソフトウェア管理体制の整備	24

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置の経緯及び当委員会の目的

(1) 当委員会設置に至る経緯

株式会社パスコ(以下「パスコ」という。)の親会社であるセコム株式会社(以下「セコム」という。)法務部は、2012年(平成24年)4月7日ころ、「株式会社パスコの不正会計を正す会」を名乗る者から、パスコが不正会計を行っている旨が記載された同月5日付け文書(以下「本件文書」という。)を受領した。

本件文書には、パスコが、取引先のソフトウェアを過去に不正利用したことにつき、当該取引先との交渉に基づき10億円の損害賠償金を支払ったにもかかわらず、当該10億円の支払を不正に会計処理し、第64期第3四半期報告書において開示しなかったこと等が記載されていた。

本件文書で指摘された会計処理(以下「本件会計処理」という。)についての事実調査等を行うため、セコムを主体とする特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)が設置され、2012年(平成24年)4月13日以降、特別調査委員会がパスコの調査を進めた。パスコは、特別調査委員会による調査に加え、専門的・客観的な見地から、調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策の立案等が行われることが必要であると判断し、同月25日、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って、パスコと利害関係のない、弁護士及び公認会計士から構成される当委員会を設置し、同日これを公表した。

(2) 当委員会の目的

当委員会は、①本件会計処理に関する事実関係、発生原因及び問題点の調査分析を行うとともに、会計処理の適正性・妥当性について検討を行うこと、②①を踏まえ、パスコが採るべき会計処理について検討を行うこと、③①を踏まえ、再発防止策の提言を行うことを目的としている。

(3) 最終報告

当委員会は、上記のとおり、2012年(平成24年)4月25日に設置され、同年5月18日まで、次のとおり、計6回、延べ約17時間会合を重ねるとともに、下記3の調査を行った。

第1回	2012年(平成24年)4月25日(水)	10:00～11:30
第2回	同月30日(日)	13:00～17:00
第3回	同年5月6日(日)	19:00～0:55
第4回	同月9日(水)	16:00～17:30
第5回	同月11日(金)	10:00～11:50
第6回	同月18日(金)	9:30～12:00

当委員会は、これらの調査及び検討の結果に基づき、本報告書において、最終報告として、同年5月8日付け中間報告において報告した事実関係(下記第2)及び本件会計処理の適正性・妥当性等についての判断(下記第3)を前提に、本件会計処理の発生原因及び問題点を調査分析し(下記第4)、これを踏まえた再発防止策を提言するものである(下記第5)。

2 当委員会の構成

当委員会の委員は次のとおりである。

委員長	伊藤鉄男	弁護士(元最高検察庁次長検事・西村あさひ法律事務所)
委員	渋谷卓司	弁護士(西村あさひ法律事務所)
委員	南方美千雄	公認会計士(清和監査法人)

3 当委員会による調査方法及び調査内容

(1) 調査方法

当委員会は、上記1(2)の目的を達成するために必要な調査として、特別調査委員会による調査結果を精査するとともに、関係資料の精査並びにパスコの役員及び従業員等の関係者に対するヒアリング等を行った。

(2) 調査内容

7 関係資料の精査

当委員会は、パスコ及び関係者から当委員会に対して任意に開示された関係資料の精査を行った。

具体的には、パスコの社内規程、パスコにおけるソフトウェアの利用・管理に関する資料、本件会計処理の前提となる相手方との交渉経緯に関する資料、本件会計処理

についての経理関係書類及び会計関係書類等を含む関係資料の精査を行った。

イ パスコの役員及び従業員等の関係者に対するヒアリング

当委員会は、代表取締役社長、取締役経営管理部長、法務部長、監査役及び監査法人等の関係者合計 15 名に対し、ヒアリングを行った。

第2 当委員会の調査により判明した事実

1 パスコの事業内容の概要及び関連するソフトウェア

パスコは、1953年(昭和28年)に航空測量会社として創業した、航空機等を使用した地理情報の取得・解析・加工・販売、環境影響評価に係る諸調査の受託・コンサルティング及びコンピュータ情報処理サービス・情報処理データ・ソフトウェア・情報処理機器の開発・販売等を業とする会社である。パスコは、これらの業務を国内外に広く展開している。

パスコ及びパスコの関係会社が行う業務のうち、航空機等を使用して取得した地理情報を解析し、地図等に加工する業務(以下「生産業務」という。)にはパーソナルコンピュータ(PC)及び専用のソフトウェアが用いられていた。

2 本件会計処理に至る事実関係

(1) 相手方からの通告書の受領及び社内調査の実施

パスコは、2010年(平成22年)11月19日、パスコが生産業務に用いるソフトウェアの購入先の一つである外国法人(以下「相手方」という。)から、「パスコが相手方管理に係るソフトウェア(以下「相手方ソフトウェア」という。)を不正利用しているとの情報を得たので調査の上報告するよう求める」旨の通告書を受領した。その後、パスコは、同月24日から2011年(平成23年)1月17日にかけて、相手方から、パスコの国内事業所及び国内子会社を対象とする社内調査を実施し結果を報告するよう順次要請を受けた。

パスコは、かかる相手方からの要請に従い、2010年(平成22年)11月22日以降、2011年(平成23年)2月4日ころまでの間、国内事業所及び国内子会社を対象とする社内調査を順次実施し、その調査結果を随時相手方に報告した。なお、社内調査に際し、社長は、各部門の責任者に対し、非正規のソフトウェアの使用を一切禁止すること等を指示した。

パスコは、社内調査の結果、2010年(平成22年)12月上旬ころから2011年(平成23年)2月4日ころまでの間、順次、国内事業所及び国内子会社における相手方ソフトウェアの利用実態を把握し、相手方ソフトウェアの利用事例の中には、非正規品を購入・インストールしている事例や評価版のソフトウェア(一定期間の試用のみが認められているもの)を認められた条件(期間)に反し使用する事例等、不正利用と評価され得る事例も含まれていたことを確認した。

(2) 社内調査の結果を踏まえた相手方との交渉

7 事実経緯

パスコは、相手方に、2011年(平成23年)2月4日付け「回答書」を送付し、相手方ソフトウェアの利用実態についての社内調査結果(パスコが正規利用と判断したものも含め、国内事業所及び国内子会社における相手方ソフトウェアの利用状況についての情報全て)を報告した。

これに対し、相手方は、パスコに、同年4月19日付けで電子ファイルを送付し、上記パスコ報告における相手方ソフトウェアの各利用が正規なものか非正規なものかに関するパスコ側判定内容に対する相手方検討結果を伝えてきたことから、パスコは、相手方に、同年6月8日付け「回答書」を送付し、上記相手方検討結果に対する反論を伝えた。

その後、相手方は、パスコに、同年8月5日付け通知書を送付し、上記パスコ反論に対する相手方の再度の検討結果を伝えるとともに、和解契約のための合意書案(以下「相手方合意書案」という。)を提示した。これに対し、パスコは、相手方に、同年9月2日付け「回答書」を送付し、上記相手方再度の検討結果に対する再反論を行うとともに、相手方合意書案に対するパスコからの修正案を伝えた。

同年10月3日、パスコ及び相手方の代理人間で合意書の内容についての協議が行われ、かかる協議を経て、パスコ及び相手方の間で後に締結された合意書(以下「本件合意書」という。)の内容が合意された。

具体的な交渉及び合意の内容は、次項のとおりである。

4 交渉及び合意の内容

パスコは、2011年(平成23年)2月4日ころから同年10月3日ころまでの交渉過程において、相手方との間で、双方の代理人を通じ、主として、①相手方ソフトウェアのうち、パスコが非正規利用したとされる件数及び支払金額、並びに②本件解決のための処理方法の2点について交渉を行った。

非正規利用件数及び支払金額については、2011年(平成23年)4月19日、相手方が、パスコ側判定内容に対する検討結果において、パスコが正規利用と判断したもののうち相当数を非正規利用と判定して以来、パスコと相手方の間には非正規利用件数の捉え方に大きな隔たりがあり、その後のやり取りを経ても、この点に関する両者の見解は一致しなかった。

しかし、パスコは、相手方ソフトウェアの非正規利用事例が存在したこと自体については2010年(平成22年)12月上旬ころから把握していたため、そのころから、相手

方に対して一定の金銭を支払うことにより、問題を解決する必要があると考えていた¹。そこで、パスコは、最終的には、相手方の要求に従い7億9930万円を相手方に支払うこととした。この7億9930万円は、2011年(平成23年)10月3日時点において、相手方が非正規利用と考える件数を前提に算出されたソフトウェアの正規品標準小売価格をベースにし、これに弁護士費用等を加算するために一定の比率を乗じることにより、算出された金額であった。

パスコは、上記問題の解決方法について、2010年(平成22年)12月上旬ころ、社長、経営管理部長及び法務部長等の協議により、相手方に対し損害賠償金を支払い、特別損失を計上する場合には、パスコにおけるソフトウェア管理に不備があったこと等が社外に明らかになることで、取引先からの受注に悪影響が生じるおそれがあるとの懸念から、ソフトウェアの購入として処理することができれば、これを資産計上することにより、特別損失の計上を回避することができると考え、損害賠償金の支払という方式ではなく、ソフトウェア購入に対する代金の支払という方式による解決を望み、これを相手方との交渉の方針とした。

パスコは、相手方との交渉において、損害賠償金の支払ではなく、ソフトウェアの購入として金銭を支払うことにより解決したいとの意向を複数回にわたり伝えたが、相手方からは、そのような方法での解決は難しいとの回答がなされ、結局、双方の妥協の結果、次のような合意書の内容で合意に至った。

本件合意書においては、パスコが相手方ソフトウェアを許可無く複製したことを認める旨の条項が規定される一方で、金銭の支払については、「当該ソフトウェアの代価(price)の支払として支払う」旨の文言を用いて、パスコが相手方に対し、7億9930万円を支払うことが規定された。また、当該ソフトウェアについては、2012年(平成24年)4月30日までに消去しなければならないことが規定された。

ウ ネットワークライセンスの整備に係る相手方日本法人等との契約

ところで、パスコ社内においては、相手方との間に本件の紛争が生じる以前から、各事業部及び各子会社で生産業務に用いる相手方ソフトウェアにつき、仕様を統一・標準化する必要があると考えられていたところ、2011年(平成23年)10月ころには、パスコと相手方の日本法人やその販売代理店との間で、相手方ソフトウェアを統一的・標準的に使用するためのネットワークライセンス²を取得等するための契約を締結

¹ パスコは、2010年(平成22年)12月7日、相手方との交渉を依頼した代理人から、この種事案の一般的な支払金額は、製品代金相当額にその1、2割相当額を上乗せした金額くらいである旨聞かされた。

² 各PC毎ではなく、ネットワークに接続した一定数のPCがソフトウェアを使用することを可能にするために必要なライセンスをいう。

することが予定されており、かかる契約に基づく支出が予定されていた。

(3) 本件合意書の締結に係る取締役会

2011年(平成23年)10月11日、パスコの取締役会において、生産改革本部長³が、生産基盤を整備するために必要な費用として9億8000万円の投資が必要であり、当該投資により、その償却期間である5年間で15億円の利益改善が見込まれることを説明し、取締役会は当該9億8000万円の支出について承認を行った。9億8000万円との金額は、上記7億9930万円と上記(2)ウのネットワークライセンスの取得等に必要な費用の両者を含むものであったが、同月11日の取締役会の場では、生産改革本部長らが、このような金額の内訳(9億8000万円のうち7億9930万円はソフトウェアの非正規利用に係る相手方との問題を解決するために支払うものであること)、本件合意書の存在・内容(合意書において支払の対象とされたソフトウェアは2012年(平成24年)4月30日までに消去を要すること等)、相手方との交渉経緯・内容を明確に説明することはなく、取締役会資料にもそれらの記載はなかった。

上記取締役会終了後、社長の署名押印により、2011年(平成23年)10月12日付けで本件合意書が締結された。

なお、上記取締役会に先立つ同月3日、生産改革本部長は、社長及び経営管理部長に対し、同月11日の取締役会における上程案件の説明を行っており、その際、生産改革本部長は、本件合意書に基づく7億9930万円の支払(以下「本件支払」という。)につき製品の対価として支払を行うこと、それを前提に正規利用分も含めてバージョンアップすることから、全体として生産基盤を整備するために必要な費用ということで、無形固定資産として5年間で償却したい旨説明しており、社長、経営管理部長からは特段の異論は出なかった。

(4) 本件合意書に基づく支払決裁及び会計処理

7 支払決裁

本件合意書の締結を受け、本件支払についての社内決裁が進められた。上記のとおり、本件支払については、生産基盤整備のための費用であることを前提に社内手続が進められ、2011年(平成23年)10月13日に生産改革本部の担当者が決裁関係書類を作成し、同部において生産改革本部長等が承認した後、経営管理部においても経営管理部副部長等が承認し、同日、本件支払についての社内決裁が完了した。なお、上記

³ 生産改革本部は、パスコにおいて、技術部門、グループ子会社の生産性向上に関する企画立案等を担当する部署であった。

決裁関係書類には、社内手続上、相手方発行の請求書が必要とされていたところ、経営管理部副部長が相手方名義の請求書のドラフトを作成し、相手方代理人に提示して押印を求めたが、相手方代理人から押印を拒絶されたことから、請求書のドラフトが、そのまま相手方発行の請求書に代えて用いられた。

本件支払に係る会計処理については、仕訳伝票の作成に当たり、経営管理部副部長から同部担当者に対し、無形固定資産とし、償却期間を5年間とするよう指示が行われた。なお、このような会計処理を行うことについては、2011年(平成23年)10月11日の取締役会より前の段階で、経営管理部長から経営管理部副部長に対して指示が行われていた。

上記指示に従って会計処理が行われ、2012年(平成24年)3月期第3四半期連結財務諸表が作成された。当該四半期連結財務諸表においては、本件合意書に基づき、無形固定資産が計上され、特別損失は計上されなかった。

イ 監査法人への報告状況

2012年(平成24年)3月期第3四半期連結財務諸表の監査法人によるレビュー期間中の2012年(平成24年)1月ころ、パスコから、本件支払の関係書類として、2011年(平成23年)10月11日の取締役会に係る資料等が監査法人に提出されたが、その際、本件合意書は提出されなかった。また、監査法人からのヒアリング等において、パスコの担当者は、本件支払は生産基盤を整備するための投資であるとの説明を行っており、相手方との交渉経緯及び係争事件の事実についての説明は一切行われなかった。

第3 本件会計処理について

1 本件会計処理の適否

(1) 本件会計処理に関する前提

上記第2・2(3)記載のとおり、パスコは、本件支払について相手方との間で本件合意書を締結したのみであり、売買契約書等の契約締結は行っていない。パスコは、本件支払をソフトウェアとして資産計上しているが、当該資産計上は本件合意書を根拠として行われたものである。

(2) 資産性の有無

パスコは、2012年(平成24年)3月期第3四半期において、以下のとおり、本件支払に係る7億9930万円をソフトウェアとして無形固定資産計上している。

かかる会計処理の理由は、第2・2(2)イのとおり、パスコとしては、相手方に対し損害賠償金を支払い、特別損失を計上する場合には、パスコにおけるソフトウェア管理に不備があったこと等が社外に明らかになることで、取引先からの受注に悪影響が生じるおそれがあるとの懸念から、ソフトウェアの購入として処理し、これを資産計上することにより、特別損失の計上を回避したいと考えたからである。

【パスコの2012年(平成24年)3月期第3四半期における本件に関する仕訳】

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
ソフトウェア	799	未払金	719
		預り源泉所得税	79
ソフトウェア償却費	39	ソフトウェア	39

※ 単位未満切り捨て(以下、同様)

※ 預り源泉所得税は相手方へのロイヤルティ名目支払であるため発生

この点、当委員会は、本件支払は過去のパスコによる相手方ソフトウェアの不正利用に関する損害賠償を内容とする和解金の支払と認められ、本件支払に係る7億9930万円については、資産性は無いものとして、パスコが行った会計処理は修正が必要と考える。

すなわち、本件合意書には、金銭の支払については、「当該ソフトウェアの代価(price)の支払として支払う」旨の文言が用いられているが、その実質的内容は、パス

コが相手方ソフトウェアを許可無く複製したことを認める旨の条項が規定されていることから明らかなおり、過年度における相手方ソフトウェアの不正利用に対する清算という意味合いが強く、将来の収益獲得ないし費用削減効果が確実であるとは認められず、ソフトウェアとしての資産性はないと言うべきである⁴。

また、上記第2・2(3)のとおり、2011年(平成23年)10月3日、生産改革本部長から社長及び経営管理部長に対し、本件支払とは別に相手方に対して行われたネットワークライセンスの取得等(新規取得ライセンス37本、その他既存ライセンスのアップグレードなど)に関する支払(2011年(平成23年)12月20日支払額約1億3600万円、2012年(平成24年)1月20日支払額約200万円、同年2月20日支払額約1500万円、支払総額約1億5300万円)と本件支払とを併せて、全体として生産基盤整備のためのコストである旨説明がされている。しかし、本件合意書締結までの経緯及びその実質的内容から、本件支払とネットワークライセンスの取得等に関する支払は全く別のものと捉えるのが妥当であると考えられる。この点からも、本件支払が生産基盤整備のために必要なコストとは考え難く、資産性の根拠は乏しいと考えられる。

なお、パスコは、ネットワークライセンスの取得等に関する支払についても、ソフトウェアとして無形固定資産計上している。当委員会は、当該ネットワークライセンスの取得等に関する支払に関しては、当初より予定されていた生産基盤整備のためのコストであり、将来の収益獲得ないし費用削減効果が確実なものとして認められことから、当該会計処理は妥当なものとして判断する。

(3) 採るべき会計処理

上記(2)のとおり、当委員会は、本件支払はパスコの相手方ソフトウェアの不正利用が原因となって生じたものであり、本件合意書締結までの経緯及びその実質的内容からは損害賠償を内容とする和解金の支払と判断した。

したがって、本件に関する支払額の会計処理としては、和解金(損害賠償金)として特別損失計上するのが妥当であると判断する。

その計上時期については、本件合意書が締結されたのが2011年(平成23年)10月12日付けであることから、パスコの2012年(平成24年)3月期第2四半期において、修正後発事象として四半期連結財務諸表に取り込む必要があると考えられる(第2四半期報告書提出日は2011年(平成23年)11月14日である。)⁵。

この場合、2012年(平成24年)3月期第3四半期連結損益計算書において、本件に関するソフトウェア償却費が計上されているため、当該ソフトウェア償却費について

⁴ 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」第3項、会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」第11項

⁵ 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」

も修正が必要となる。

具体的な修正仕訳は次のとおりである。

【本件に関する修正仕訳】

2012年(平成24年)3月期第2四半期

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
和解金	799	和解引当金	799

※ 正確な勘定科目名は、適宜実務に応じて変更される可能性がある(以下、同様)

2012年(平成24年)3月期第3四半期

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
和解引当金	799	ソフトウェア	799
ソフトウェア	39	ソフトウェア償却費	39

※ 原価計算への影響分については省略

なお、本件合意書締結までの経緯をみると、パスコは2010年(平成22年)11月19日に相手方代理人より通告書を受領した後、同年12月7日の時点でパスコ代理人より損害賠償の目安となる金額は製品代金(ライセンス購入)プラスアルファであろう旨の説明を受けており、パスコとしても、相手方ソフトウェアの非正規利用事例が少なくとも一部に存在したことを同年12月上旬ころには把握していた。この点からすれば、パスコにおいては、過去の連結財務諸表における偶発債務の注記⁶の必要性を重要性の観点から勘案しながら検討する必要がある。

2 監査法人による監査手続及びレビュー手続

(1) 本件に関するパスコの監査法人への対応

パスコが、会計監査人である監査法人に、本件の詳細な内容を説明したのは2012年(平成24年)4月11日とのことであった。

それ以前においては、パスコから監査法人に対して、本件合意書の提示はなく、取締役会議事録、取締役会資料、稟議書、支払依頼書、上記パスコ作成請求書ドラフト

⁶ 企業会計審議会「企業会計原則注解」注1-3

の提示がなされたにとどまり、経理担当者は生産基盤整備のための投資であるとの説明を行っていた。なお、社長は、監査法人に対し、過去及び直近の経営者インタビューにおいて、生産改革を実施している旨の説明を行っていた。

また、パスコは、2012年(平成24年)3月期第2四半期及び第3四半期の四半期レビューに係る社長らによる経営者確認書において、監査法人に重要な全ての資料を提出した旨の確認を行っていたものの、最も重要と考えられる合意書については監査法人に提出していなかった。

さらに、パスコは、相手方との交渉に当たり、パスコの顧問弁護士とは別の弁護士を代理人として選任していたが、当該選任の事実についても監査法人に明らかにしていなかった。

(2) 監査法人の監査手続及び四半期レビュー手続

監査法人は、2011年(平成23年)3月期の期末監査手続として、経営者とのディスカッションや経営管理部長に対する質問書の回答の入手、法務部長に対する訴訟案件等の有無に関する直接のヒアリング、決算留意事項に関するミーティング、取締役会議事録や稟議書の閲覧等を実施するとともに、顧問弁護士に対する訴訟案件に係る確認状の送付を行った。なお、パスコの代理人弁護士との顧問契約が2011年(平成23年)7月まで何らかの理由により締結されていなかったこと、専門家報酬の支払を2011年(平成23年)3月期分通査したが当該弁護士に支払が行われていなかったことから、代理人弁護士に対する弁護士確認状を発送しなかった。

また、監査法人は、2011年(平成23年)3月期第3四半期及び2012年(平成24年)3月期第1、第2及び第3四半期のレビュー手続においては、経営管理部長に対する質問書の回答の入手、法務部長に対する訴訟案件等の有無に関する直接のヒアリング、決算留意事項に関するミーティング、取締役会議事録の閲覧等を実施するとともに、訴訟案件のある弁護士に対して確認状の送付を行った。各四半期においては、訴訟・係争事件等に係る経営陣及び法務部長への照会にもかかわらず、当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため代理人弁護士に対する弁護士確認状を発送しなかった。

監査法人は、2012年(平成24年)3月期第3四半期においては、分析的手続として固定資産の取得明細(ソフトウェア取得明細を含む)を入手し、重要性に基づき一定以上の金額の固定資産取得について(ソフトウェアも含む)経営管理部担当者に対して質問を実施した。その結果、当該案件に係るソフトウェアの増加は生産基盤を整備するための投資であるとの回答を入手した。

また、監査法人は、2012年(平成24年)3月期期末監査の一環として稟議書・支払依頼書・上記パスコ作成請求書ドラフトを経営管理部担当者より入手し、関連する取締役会議事録を閲覧した結果、入手した資料と経営管理部担当者の質問回答結果の内

容は整合していたため異常な変動はないと判断した。なお、監査法人は、経営陣から当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため、本件合意書は閲覧しなかった。

この点、四半期レビュー手続においては、質問及び分析的手続を踏まえ、四半期連結財務諸表について重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、関係書類の閲覧を実施するなど、追加的手続を実施することが求められている⁷。監査法人としては、取締役会議事録を始めとする各証憑に投資案件としての記載があり、また、過去から生産改革が経営課題であることを経営者インタビューでヒアリングをしてきたことから、投資案件としての認識に特段の疑義は生じず、かつ、訴訟・係争事件等に係る経営陣及び法務部長への照会にもかかわらず、当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため、追加手続を行っていない。

3 同種事例(事象)の有無

(1) 同種事例の有無に関する調査について

パスコは、本件以外のソフトウェアの不正利用事例の有無について調査を実施し、セコムの子会社においてその手順及び内容の妥当性及び信頼性を検証している。

当委員会は、今回、内部調査報告書に基づき、調査範囲、調査方法及び調査結果について、2012年(平成24年)5月1日及び5月16日に上記調査等を担当するパスコ及びセコムの子会社担当者にヒアリングを実施するとともに、根拠資料の閲覧を通じてパスコの調査範囲、調査方法が妥当であることを確認した。

なお、本件ソフトウェアの不正利用調査のヒアリングの範囲内では、パスコにおけるソフトウェア以外の取引については、本件以外に不適切な証憑作成や、故意あるいは誤認識等による不適切な会計処理や誤計上は認められていない。

(2) 調査結果に関する会計上の判断

上記(1)の結果、会計に重要な影響を与えるような他の不正利用ソフトウェアの存在は確認されていない。

(3) パスコの調査方法

パスコは、PC 端末及びサーバー機器(以下「コンピュータ機器」という。)に含まれる

⁷ 企業会計審議会「四半期レビュー基準」2 実施基準(2)適切な追加的手続の実施

導入ソフトウェア一覧情報を取得し、それらのソフトウェアのライセンス状況の確認を行い、不正利用の有無を調査した。

(4) 調査範囲

パスコは、パスコ、国内連結子会社及び海外子会社を含むすべての業務利用に供されているコンピュータ機器及びそれらにインストールされているソフトウェア(ライセンスの所有が明らかなソフトウェアを除く)を調査対象とした。

【最終報告時対象コンピュータ機器】

区分	①サーバー 機器 (台)	②PC 端末 (台)	③コンピュータ 機器(台) (①+②)	④実施対象 (台)	⑤カバー率 (④/③)
パスコ及び全子会社	246	5,243	5,489	5,372	97.9%

※ 中間報告時点の対象コンピュータ機器は 6,875 件で、最終報告時点では 5,489 件となっている。減少した理由は、中間報告時点において調査対象であるか不明なものについて保守的に対象に含めていたが、その後の調査で対象外と判明したもの(例：返却済みのレンタル品)が約 1,400 件あったためである。

※ 最終報告時のカバー率は 97.9%であるが、2012 年(平成 24 年)6 月 30 日までに全件完了し、カバー率は 100%となる予定である。なお、最終報告時点までに重要度の高い生産部門の調査は全件完了している。

第4 原因分析

上記第2の事実関係及び上記第3の本件会計処理についての分析・検討を行った結果、本件会計処理が行われるに至った原因として、以下の点が考えられる。

1 問題の顕在化を避け、職責に基づく客観的評価を欠いてしまうという姿勢

本件会計処理に至る過程となる、相手方との交渉、本件合意書の締結、本件支払に係る社内決裁及び本件会計処理の各行為は、いずれも、社長、経営管理部長、生産改革本部長、法務部長ら、パスコ執行部、又は各部門の責任者が中心的に関与する形で進められた。それにもかかわらず、いずれの関与者からも、過去の相手方ソフトウェアの不正利用に係る相手方への本件支払を和解金(損害賠償金)ではなく、ソフトウェアの購入として処理することに対する疑問が示されることはなく、本件会計処理が行われるに至ったものである。

各関与者とも、相手方との交渉経緯や最終的な合意内容については承知しており、少なくとも、それらの事実関係について一定の知識を有していたのであるから、各関与者が、自身の職制上求められている立場から、上記処理を行うことの適正性・妥当性につき、必要であれば社内外の専門家の助言を得ながら、客観的・批判的に評価する姿勢があれば、本件会計処理につき疑問が呈されたはずであり、そうすれば、本件会計処理がなされることはなかったと考えられる。しかし、本件においては、2010年(平成22年)12月上旬ころ、社長、経営管理部長及び法務部長等の協議により、相手方との交渉方針につき、パスコにおけるソフトウェア管理に不備があったこと等が社外に明らかになることで、取引先からの受注に悪影響が生じるおそれがあるとの懸念から、損害賠償金の支払という方式ではなく、ソフトウェア購入に対する代金の支払という方式による解決を図るとの方針が決定された。その後、各関与者は、上記交渉方針に沿った購入としての会計処理を目指して、相手方から上記方式での解決は難しいとの回答がなされた後も、上記方式での解決と会計処理に固執し、監査法人への経過報告等も行うことなく、相手方との交渉、本件合意書の締結、本件支払の社内決裁及び本件会計処理を進めたものである。

このように、社長を含めた各関与者が自己の職制に応じた客観的・批判的な評価を行うことなく、過去の問題行為が明らかになるのを避けたいとの発想の下で、いったん決定された方針を所与のものとして、それに沿った処理を進めていくという姿勢が、本件会計処理が行われた背景原因として考えられる。

2 適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識ないしリスク管理意識の不足

上記1のような問題があったにせよ、各関係者が、適正な会計処理を行い、適正な財務諸表を作成・開示することの重要性や、適正な財務報告がなされない場合に発生するリスクや影響等について、十分に意識し、それらを踏まえた行動をとることができていれば、本件会計処理に至る手続を進めることはなかった。

このように、本件に関しては、幹部らに適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識ないしリスク管理意識が不足しており、そのことがこうした会計処理の行われた一因であると考えられる。

3 経理部門役職員の会計に対する理解・姿勢の不十分性

上記第3・1(2)のとおり、パスコが相手方に対して本件支払を行うに至った経緯からすれば、合意書にもパスコが相手方ソフトウェアを許可なく複製したことを認める旨の条項が設けられていること等、本件支払の実質的内容は、過年度における相手方ソフトウェアの不正利用に対する清算という意味合いが強く、ソフトウェアとして資産計上できないものであった。会計処理に当たっては支払の実質的内容が何かという点が重要であり、このことは会計担当部門の役職員として当然に理解しているべき基本的な考え方であった。それにもかかわらず、経営管理部長は、相手方との交渉経緯に係る事実や最終的な合意内容について承知していながら、2011年(平成23年)10月3日、生産改革本部長が本件支払を無形固定資産として5年間で償却したい旨説明した際に異論を述べず、本件会計処理の内容について経営管理部副部長に対する指示を行っていた。また、経営管理部副部長も、相手方との交渉経緯等についての一定の知識を有していながら、上記の経営管理部長からの指示を受け、仕訳伝票の作成に当たり、同内容を経営管理部担当者に指示していた。

会計処理、とりわけ本件のような非定型取引における会計処理に当たっては、その実質的内容が重要であることを十分に理解し、それに従って実際の会計処理を行うべきとの姿勢が備わっていれば、経営管理部長及び経営管理部副部長が本件会計処理を了として進めることはなかったと思われ、経営管理部の役職員においては、この種の取引における会計処理について備えておくべき理解・姿勢が不足していたと考えられる。

4 支払及び会計処理における帳票準備・確認の不備

上記第2・2(4)アのとおり、本件支払の決裁に当たっては、経営管理部副部長が作成した請求書のドラフトが、そのまま相手方発行の請求書に代えて用いられた。そもそも、相手方から請求書の発行を得られなかった際に、それに代えて、自社で作成した

請求書のドラフトを支払決裁の証票として使用すること自体適切ではなく、また、本件支払においては、その根拠となった本件合意書が確認対象とされるべきであったが、本件合意書は、本件支払の決裁に当たり、必要書類として提出されなかった。本件合意書が必要書類として提出されなかったことにより、経営管理部担当者において、仕訳伝票の作成に当たり、合意書の内容を確認して本件会計処理を疑問に思い、これを中止する契機が生じることもなかった。

支払及び仕訳伝票の作成に関するパスコの社内規程においては、支払に際して契約書等の帳票を確認することが求められていたが、確認対象とすべき帳票は、「稟議書・契約書・発注部門または担当部門よりの支払依頼書・その他支払要件を満たすものと確認できる書類」として包括的に規定されており、その内容は限定されていなかった。

本件支払及び本件会計処理の過程で、適切な帳票が提出されていれば、本件会計処理を見直す契機になった可能性もあり、支払及び会計処理における帳票の準備・確認過程にも不備があったものと考えられる。

5 取締役会に対する説明不足

上記第2・2(3)のとおり、本件支払に係る承認が行われた2011年(平成23年)10月11日のパスコの取締役会において、生産改革本部長らは、本件支払金額の内訳、本件合意書の存在・内容、相手方との交渉経緯・内容を明確に説明しなかった。これにより、取締役会が、本件支払を無形固定資産として計上することを問題視し、本件会計処理を中止する契機が薄まる結果となった。

この点、パスコの取締役会規則においては、「重要な財産の処分及び譲渡、譲受」として、「1件につき1千万円以上」の財産の処分等が取締役会決議事項と規定されていたが、取締役会が決議対象事項の具体的内容を把握していなければ、取締役会に上程されても、取締役会としては当該事項についての十分な判断を行うことはできないのであり、本件においては、取締役会に対する説明が、その実態に照らし適切かつ十分なものでなかったと考えられる。

また、本件支払が、7億9930万円というパスコにとって一定規模の金額の支払であることに鑑み、参加した取締役・監査役としては、十分な議論を求めることが必要であったと考えられる。

6 監査法人に対する報告・会計専門家への相談の不足

上記第2・2(4)イ及び第3・2のとおり、パスコは、監査法人による監査手続及びレビュー手続において、監査法人に対し、本件合意書を提出せず、係争に対処する弁護士選任の事実も含め相手方との交渉経緯等についても報告を行っていなかった。本件

は、パスコが業務で使用するソフトウェアの不正利用問題が相手方から提起されたのが発端であり、相手方との交渉過程では、相当額の支払を要することが見込まれる状況が見られたのであるから、その交渉過程において、監査法人に対し交渉経緯の報告がなされてしかるべきであった。また、本件会計処理に関しても、本件支払は、通常業務の過程に含まれる仕入代金の支払等とは異なり、非定型的な金員の支払だったのであるから、監査法人に対して本件合意書を提出し、相手方との交渉経緯等について報告していれば、監査法人は、本件会計処理について十分検討する機会を得ることができたものと思われる。このように、本件においては、監査法人に対する報告が不足していたと考えられる。

また、パスコが、本件支払の金額上の重要性に鑑み、外部会計専門家へ相談していれば、誤った会計処理であることを指摘され、正しい会計処理を行うことができた可能性もあった。

7 ソフトウェア管理体制の不備

パスコにおいては、生産業務に不可欠なソフトウェアの1つとして、相手方ソフトウェアを利用していたにもかかわらず、不正利用と評価し得る事例が複数生じており、このことが多額の金銭の支払を生じさせる原因となったものであるから、当時のパスコのソフトウェア管理体制には不備があったものと言わざるを得ない。この点については、システム上の問題もさることながら、子会社との事業統合や多くの地方支部の存在といった事情を抱えていたとはいえ、その全体にコンプライアンス意識を浸透させることができず、社内全体でソフトウェアのライセンス違反に対する認識に甘さがあったことも一因であると考えられる。

第5 再発防止策

上記第4で述べた、本件会計処理が行われるに至った原因についての分析・検討結果を踏まえ、以下の再発防止策を提言する。当委員会は、これらの再発防止策が、パスコにおける財務報告に係る内部統制の充実にも資するものとなることを期待する。

1 公正さを追求する企業風土の更なる醸成

上記第4・1のとおり、問題の顕在化を避け、職責に基づく客観的評価を欠いてしまうという姿勢が、本件会計処理が行われた背景原因に当たると考えられることからすれば、パスコにおいては、社長を始め幹部らが、日々の業務運営上生起する種々の問題について、内外の助言も受けながら、各自の職責に応じ、客観的・批判的な評価に基づいて対処していくという、企業風土を更に醸成することが必要であると考えられる。

もとより、こうした企業風土の更なる醸成は一朝一夕でなし得るものではないが、そもそも、パスコは、その経営理念の一つに「社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追求する」ことを掲げている。こうした経営理念を実現するためには、幹部らが、個々の業務遂行のあり方に対し、自己の職責に応じて客観的・批判的に評価・検証する姿勢を不断に保持することが不可欠であり、上記企業風土の更なる醸成は、パスコが掲げる経営理念を実現するための取組にほかならない。こうした観点から、本件を機に、社長自らが、こうした経営理念を遵守すべきことを強く自覚すると共に、再度、上記経営理念を遵守すべきとのメッセージをパスコ及び関連会社の全役職員に対して発信することが必要である。

また、上記のような企業風土を醸成するためには、外部的な見地からの検証機能を強化することが重要であり、パスコの役職員につき、グループ内外からの人材の受入れを行うことが考えられる。

加えて、パスコの内部統制システムの整備を議論・検討するための社内組織を設けることも考えられる。

2 適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識の徹底

上記第4・2のとおり、本件においては、幹部らに適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識ないしリスク管理意識が不足していたことに鑑み、社長を含めた役職員に対し、この種のコンプライアンス意識及びリスク管理意識を徹底するための施策が必要である。

この種のコンプライアンス意識及びリスク管理意識の涵養のためには、定期的な研修の実施が不可欠であると考えられる。特に、本件会計処理においては、適正な財務

諸表を作成・開示することの重要性、及び適正な財務報告がなされない場合に発生するリスク等につき、各部門の責任者のコンプライアンス意識ないしリスク管理意識が不足していたと考えられるため、外部の専門家等を講師に招く等し、各部門の責任者等の出席を必須とした上で、財務報告制度に係るコンプライアンス意識及びリスク管理意識を徹底するための研修を実施することが考えられる。

3 経理部門役職員における会計に対する理解・姿勢の強化

上記第 4・3 のとおり、本件においては、パスコの経営管理部の役職員に、会計処理に当たってはその実質的内容が重要であることに対する十分な理解と、それに従って実際の会計処理を行うべきとの姿勢が不足していたと考えられることに鑑み、同部役職員において、その強化を図るための方策が必要である。

そのための機会として、経営管理部長及び同副部長も含めた経営管理部の役職員につき、外部研修の定期的受講を必須とした上で、さらに部内において報告会や勉強会を行うこととし、各役職員が受講した内容を共有するための制度を整備することが考えられる。

また、経営管理部全体における会計知識を強化するという観点から、公認会計士等の会計的専門知識を有する人材を社員として採用し、又は、経営管理部の役職員による会計関連資格の取得を促進するための制度を設けることが考えられる。

4 支払及び会計処理における帳票準備・確認体制の整備

上記第 4・4 のとおり、本件において支払及び会計処理における帳票の確認過程に不備があったと考えられることに鑑み、こうした過程における仕組みを整備することが必要である。

この点については、特に、本件のように、非定型取引に基づいて支払や会計処理がなされる場合に、必要な帳票が提出され、また、重要な帳票が見落とされることのないようにするとの観点から、社内規程において、支払内容に応じ、提出・確認が必要な帳票を可能な限り個別に定めることが考えられる。これらの社内規程の整備に当たっては、会計的な専門知識が不可欠であると考えられ、専門家とも協議した上で制度整備を行うことが必要であると考えられる。

5 取締役会に対する説明内容の充実

上記第 4・5 のとおり、本件においては、取締役会に対する説明が、その実態に照らし適切かつ十分なものでなかったと考えられることに鑑み、取締役会決議事項の説明内容を充実させ、取締役等による的確な判断を確保するための施策が必要である。

この点については、取締役会説明担当者となる各業務執行担当取締役等において、取締役会での審議の意義を再確認する必要があることに加え、それを前提とした上で、必要に応じ、取締役会に上程する取締役会決議事項につき、報告者による説明内容が充実したものとなるようにするための社内規程等を整備することも検討すべきであると考えられる。

なお、取締役・監査役が、取締役会における自らの役割を十分に自覚し発揮するための研修体制を構築することも必要である。

6 監査法人に対する報告・外部会計専門家への相談体制の整備

上記第 4・6 のとおり、本件においては、相手方との交渉経緯等に関する監査法人への報告が不足していたと考えられることに鑑み、こうした報告を充実させることが必要である。

特に、本件のような非定型取引における金員の支払や複雑な会計処理については、当該取引の経緯等についての監査法人への報告に遺漏がないようにするとともに、必要に応じ、外部会計専門家への相談も検討すべきである。

7 ソフトウェア管理体制の整備

上記第 4・7 のとおり、パスコのソフトウェア管理体制には不備があったものと考えられるところ、パスコは、2010年(平成22年)12月14日以降、全ての業務用PC端末におけるソフトウェア導入について事前申請を義務付け、システム上も、事前申請により許可されたソフトウェアのみインストールできる仕組みを導入した。こうした制度が実効的に運用されれば、本件で問題となった、非正規品を購入・インストールした事例や評価版のソフトウェア(一定期間の試用のみが認められているもの)を認められた条件(期間)に反し使用する事例等の発生を防止することが可能と考えられる。したがって、上記制度が実効的に運用されることを確保するために、PC端末を定期的に調査するなどの検証を行う仕組みを整備する必要がある。

また、ソフトウェアを取り扱う会社として全社的にソフトウェアの利用に関するコンプライアンス意識を徹底するための研修を実施することが考えられる。

以 上